

## 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成17年4月施行）

我が国の海上運送事業をめぐる近年の厳しい経営環境等に対応して、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、同事業の活性化を促進するため、船員の労働時間に係る規制の見直し、船員派遣事業に係る制度の創設、内航海運業に係る参入規制の緩和等所要の措置を講ずる。

企業の国際競争の激化等を受けた物流効率化・高度化要請の高まり

事業者の創意工夫により質の高い海上輸送サービスを提供できる環境を整備併せて、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図る。

### 事業規制の見直し

#### 【内航海運業法の改正】

- 参入規制の緩和
  - ・許可制→登録制
  - ・オペレーター(運送業)とオーナー(船舶賃貸業)の事業区分の廃止(全ての内航海運業者に荷主との運送契約締結を認める)等

意欲ある事業者の事業展開の多様化・円滑化及び新規参入の促進

- 事後チェック体制の強化  
(運航管理制度の導入 等)

運航の安全等の確保

### 社会的規制の見直し

#### 【船員職業安定法の改正】

- 常用雇用型船員派遣事業の制度化(許可制)
- 無料船員職業紹介事業の拡充  
(学校等への開放)

海上労働力の適正かつ円滑な移動の実現

#### 【船員法の改正】

- 労働時間規制の見直し  
(労使合意による時間外労働制度の導入)等

時間外労働規制の弾力化を図りつつ、事後チェックの強化等により適正な労働環境の実現

雇用形態を含めた事業展開の多様化・円滑化

海上運送事業の活性化